

## KDDI SD-Network Platformに関する規約

### (本規約の適用)

第1条 この「KDDI SD-Network Platform」に関する規約（以下『本規約』といいます）は、本契約者とKDDI株式会社（以下『当社』といいます）との間で締結される本契約の一切に適用されます。

### (本規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

2 当社は、本規約の変更を行う場合、変更後の本規約及びその効力発生時期を、あらかじめ当社の指定するウェブサイトに表示することにより周知するものとし、当該提示により、個別の通知及び説明に代えさせていただくことができるものとします。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械・器具・線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 端末設備	電気通信回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 SD-WAN 端末	本サービスを利用するための端末設備
6 本サービス	SD-WAN 端末を利用し電気通信サービスの制御等を行うことができるサービス
7 本契約	本規約に基づき当社と本申込者との間で成立する本サービスの利用等に関する契約
8 本契約者	当社と本契約を締結している法人
9 本申込者	本規約に基づき本サービスの利用申込みを行った法人
10 本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
11 本規約等	本規約、本サービスに関し本契約者に提示されるサービス仕様書等の総称
12 料金月	1の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします）から次の暦月の起算日の前日までの間

13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

（本申し込み）

第4条 本サービスの利用申し込み（以下『本申し込み』といいます）は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

（本申し込みの承諾）

第5条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。当社が本申し込みを承諾した時点にて、当社と本申込者との間にて本契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申込者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 本申込者が、本規約等の定めに基づき本サービスの全部又は一部の利用を停止されたことがあるとき、又は当社から本サービスに付加されて提供されるサービス（以下『付加サービス』といいます）の利用に関わる契約を解除されたことがあるとき。
- (3) 本申込者がその本申し込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (4) 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (5) 本申込者が本規約等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (6) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます）でないとき。
- (7) 本申込者が日本国内に登録されている法人でない又は日本国内に登録されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（SD-WAN端末の貸与等）

第6条 当社は、本サービスの提供にあたり、本契約者に対し、SD-WAN端末を有償で貸与します。この場合、本契約者は、料金表第1に規定する料金の支払いを要します。

2 当社は、本サービスの提供にあたり、SD-WAN端末の初期設定、配送、設置工事等（以下、併せて『工事等』といいます）を行います。この場合、本契約者は、工事等の内容に応じて、料金表第3に規定する工事等に関する費用の支払いを要します。

3 本契約者は、SD-WAN端末に必要な電気を自己の費用負担で供給するものとします。

4 本契約者は、SD-WAN端末を設置するために必要な場所を確保するものとします。

5 本契約者は、当社から貸与されたSD-WAN端末を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

6 本契約者は、SD-WAN端末が故障、紛失又は毀損等したときは、速やかに本サービス取扱所に連絡するものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社が指定する期日までに、SD-WAN端末の交換、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

7 本契約者は、本サービスの利用の終了等によりSD-WAN端末を利用する必要がなくなったときは、当社が指定する方法により、SD-WAN端末を当社に速やかに返還していただきます。本契約者は、利用の終了の日から30日以内にSD-WAN端末を当社に返還いただけない場合、料金表第1及び料金表第2に規定する料金の12カ月分に対応する額に消費税相当額を加算した額を、

当社が定める期日までに支払っていただく場合があります。

(SD-WAN端末予備機の貸与等)

第6条の2 当社は、本契約者から請求があった場合は、1のSD-WAN端末につき1台を上限として予備のSD-WAN端末を有償で貸与します。この場合、本契約者は、料金表第1に規定する予備端末利用料の支払いを要します。

2 予備のSD-WAN端末に関するその他の提供条件については、前条第2項乃至第7項の規定に準ずるものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第7条 本契約者が本契約に基づき有する権利は、譲渡することができません。

(最低利用期間)

第8条 本サービスについては、料金表通則に定めるところにより最低利用期間があります。また、最低利用期間内にSD-WAN端末の解除があった場合、料金表通則に定める額を当社に支払うものとします。

(本契約者が行う本契約の解除)

第9条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社指定の方法で、本サービス取扱所にあらかじめ通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第10条 当社は、本契約者について、破産法・民事再生法、若しくは会社更生法の適用の申し立て、その他これらに類する事由が生じたことを知ったとき、又は別記に定める禁止行為が行われたことを知ったときは、直ちに本契約を解除します。

2 当社は、第16条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。

3 当社は、本契約者が第5条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止を経ずに直ちに本契約を解除することがあります。

4 当社は、前2項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの提供ができなくなった場合の措置)

第11条 当社は、本契約者の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなくなったときは、本契約の解除を行います。かかる解除がなされた場合でも、当社から本契約者に対し、第28条に基づく損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。

2 当社は、前項の規定により、本サービスについて、その提供条件の変更又はその本契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかにお知らせします。

3 当社は、本契約が解除されたときは、付加サービスの提供も終了したのものとして取り扱います。

(本契約の契約内容の変更)

第12条 本契約者は、本契約の契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務

を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。この場合、当社がかかる変更承諾した時点をもって、本契約の変更の効力が発生することとします。

(本契約者等の氏名等の変更)

第13条 本契約者は、本契約者等の氏名・名称・住所若しくは居所・電子メールアドレス、又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 本契約者から前項に基づく届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。
- 3 本契約者は、本契約者が第1項に定める届出を怠り、又は事実と異なる届出を行ったことにより、本契約者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、本契約者が第1項に定める届出を怠り又は事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者等に宛てて送付した書面又は電子メールによる通知が到達せず又は延着となった場合においても、通常その到達すべき時にその本契約者等に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

(本契約者の支配権の変更)

第14条 本契約者に支配権の変更（株式購入、買収、合併その他の企業取引）が発生したときは、支配権の変更後30日以内に、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合において、当社は、前項の書面を受領してから40日後までの間はいつでも、直ちに本契約を終了することができます。

(本サービスの利用中止及び利用制限)

第15条 当社は、次の場合には、本契約者に対する本サービスの利用の一部を無期限で中止又は制限することがあります。

- (1) 当社が本サービスの保守を行うためやむを得ないとき。
- (2) 第17条（制限等）に基づき本サービスの利用が制限され、本サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止又は制限するときは、あらかじめ、そのことを本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの利用停止)

第16条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第18条に定める料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本契約者が本サービスの利用において、第31条（利用に係る本契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (3) 本契約者が当社と契約を締結している他のサービス又は締結していた他のサービスに係る料金支払債務等その他当社との契約により本契約者が当社に対して負う債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であり、かつ本サービスに関する当社の業務遂行、若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利

用停止の開始日及び利用停止期間を本契約者に通知します。ただし、前項第2号の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(制限等)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合、通信が著しく輻輳した場合、その他当社が必要と認めた場合には、通信の利用を中止、制限する措置を執ることがあります。

(料金等)

第18条 当社が定める本サービスに係る料金は、料金表第1（基本料）に定める基本料（以下『基本料』といいます）、料金表第2（付加サービス利用料）に定める付加サービス利用料（以下『付加サービス利用料』といいます）、及び料金表第3（設置費）に定める設置費の額（以下『設置費の額』といいます）とします。

(基本料及び付加サービス利用料の支払義務)

第19条 本契約者は、当社が別に定める本サービスの開始日の属する料金月の初日から起算して本契約が終了した日の前日の属する料金月の末日までの期間（本サービスの開始日の属する料金月と終了日の前日の属する料金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、料金表通則に定めるところに従い、基本料及び付加サービス利用料（料金表第2（付加サービス利用料）(1)SD-WAN端末オプション及び(2)運用オプションに係るものに限り、）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金等の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、本契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 利用停止があったとき

ウ 本サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを本契約者に通知したとき

(2) 前号の規定によるほか、本契約者は、次の表に規定する場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合があります。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の左欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(設置費の支払義務)

第19条の2 本契約者は、SD-WAN 端末の設置を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第3 設置費に規定する設置費を支払っていただきます。ただし、設置の完了前にその契約の解除又はその設置の請求の取消し（以下条本条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設置費が支払われているときは、当社は、その設置費をお返しします。

- 2 設置の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本契約者は、その設置に関して解除等があったときまでに着手した設置の部分について、その設置に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の計算方法等)

第20条 料金等の計算方法並びに料金等の支払方法は、本規約に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第21条 本契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別途指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 本契約者は、料金等（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について月1.5%の割合又は法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で日割計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(契約者の維持責任)

第23条 契約者は、自営端末設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第24条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(データ等の取り扱い)

第25条 当社は、当社の設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負いません。

(データ等の利用)

第26条 当社は、当社の設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持

運営のため、当社の設備に蓄積されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第27条 当社は、契約の解除があったときは、当社の設備に蓄積されているデータを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

第28条 当社は、本サービスが利用可能であるべき場合において、本サービスが全く利用できない状態（当社の電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続し、本契約者から損害の賠償請求があったときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。ただし、当社の故意若しくは重過失がある場合又は本契約者若しくは第三者の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとを1日として日数を計算し、その日数に対応する利用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第29条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合、相当因果関係の範囲内にある通常生ずべき範囲で、かつ当該損害が生じた工事の料金額を限度として、契約者に当該損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 当社は、本規約等の変更により、本契約者の有する設備等の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

3 当社は、本サービスの利用による通信の品質等を保証するものでなく、本サービスの利用に伴い、電気通信サービスの機能の制限、トラフィック量の増加、通信速度の低下、通信の切断又はパケット損失等が発生した場合であっても、当該事象により生じた費用については負担しません。

4 契約者は、本サービスの利用により電気通信サービスに不具合又は損害を発生させた場合、電気通信サービスを提供する電気通信事業者との対応等、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

5 契約者は、電気通信サービスの停止又は技術的な事項の変更等、本サービス以外を起因とした理由により本サービスが正常に利用できない場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、本サービスが正常に利用できないことによる利用料金の返還及び契約者に係る一切の損害の賠償をしないものとします。

(承諾の限界)

第30条 当社は、本契約者から本規約等の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者にお知らせします。ただし、この規約等において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る本契約者の義務)

第31条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本契約者は、本サービスの利用に必要となるID（以下『本サービスID』といいます。）及びパスワード（本サービスIDの認証に用いる英字、数字及びその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます）について、善良なる管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、速やかに本サービス取扱所にその旨を届け出ることとします。
- (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第2号の義務に違反したものとみなします。
- 3 本契約者は、前項の規定に違反して当社、その他の第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 本契約者は、前二項の規定に違反して当社の設備等を滅失し、又は毀損したときは、当社が別途指定する期日までに、その補充、修繕等に必要な費用の全額を支払っていただきます。

(当社の知的所有権)

第32条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書等を含みます。以下この条において『プログラム等』といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一式の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

- 2 本契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
- 3 本条の規定は、本サービス契約の終了後も効力を有するものとします。

(本契約者等に関わる情報の利用)

第33条 当社は、本契約者等に関わる氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所・電子メールアドレス又は請求書の送付先等の情報（以下本条において『顧客情報』といいます）を、本契約の締結及び履行、料金等の請求その他本サービスの提供、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲及び当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、当社は当該業務の遂行上必要な範囲にて、顧客情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。

(同意)

第34条 本契約者は、本契約の内容に関して、管理者、本サービスのエンドユーザー等から必要な同意を得ていただきます。



(法令に規定する事項)

第35条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第36条 本規約に関する準拠法は日本国法とします。

(紛争解決)

第37条 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第38条 本契約に関し疑義が生じた場合には、当社と本契約者との間で誠実に協議し解決を図るものとします。

## 別記

### 1 本サービスにおける禁止事項

本契約者は、本規約に定める禁止行為のほか、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する当社の設備に妨害を与える行為、その他本サービス又は本サービス運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行

為

- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又は本規約等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当する行為を助長する行為

### 2 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのSD-WAN端末に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (2) の規定に準じて取り扱います。
- (4) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

### 3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、SD-WAN端末に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を

除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等の規定等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を当社契約者回線から取りはずしていただきます。

#### 4 本邦外における取り扱い

- (1) 本邦外における本サービスの取り扱いに関しては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者が定める契約条件により制限されることがあります。
- (2) 当社は、本契約者が本サービスを利用する場合は、第6条の2に定める予備のSD-WAN端末の貸与の請求があったものとして取り扱います。

## 料金表

### 通則

#### (料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金等については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金等その他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）により行います。

#### (端数処理)

- 5 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

#### (料金等の支払い)

- 6 本契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

#### (少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

#### (料金等の一括後払い)

- 10 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て、2カ月分以上の料金等を、当社が別に指定する期日までに、まとめて請求することがあります。

#### (消費税相当額の加算)

- 11 料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。  
ただし、本サービスにおける本邦外に係る料金等（SD-WAN端末利用料（ライセンス利用料のものを除きます。）に係る端末利用料、SD-WAN端末保守料及び設置費に限ります。）については、この限りではありません。

#### (料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、これにより本サービスの提供に支障が生じると判断したときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(最低利用期間)

13 SD-WAN端末には、以下で定める最低利用期間があります。

サービス利用の区分	最低利用期間
ア 本邦内で SD-WAN 端末を利用する場合	-
イ 本邦外で SD-WAN 端末を利用する場合	1 年間

(最低利用期間内にSD-WAN端末の解除があった場合の料金等の適用)

14 本契約者は、最低利用期間内にSD-WAN端末の解除があった場合は、第19条（料金等の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応するSD-WAN端末利用料及びSD-WAN端末保守料の額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の請求)

15 本サービスに係る料金等の請求については、本規約、当社の『WEB de 請求書ご利用規約』又は当社の『KDDIまとめて請求に関わる取扱い規約』のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第1 基本料

### 1 適用

基本利用料、SD-WAN端末利用料及びSD-WAN端末保守料（以下、併せて『基本料』といいます）の適用については、第19条（料金等の支払義務）の規定に定めるとおりとします。

### 2 料金額

#### (1) 基本利用料

区分	単位	月額料金額（税込額）
基本利用料	本契約 1 契約ごと	22,000 円/月 （本体価格20,000円/月）

#### (2) SD-WAN端末利用料

##### ア イ以外のもの

区分		単位	月額料金額（税込額）
端末利 用料	本邦 内	SMALL	SD-WAN端末1端末ごと 4,400 円/月 （本体価格4,000円/月）
		MEDIUM	SD-WAN端末1端末ごと 9,900 円/月 （本体価格9,000円/月）
		LARGE	SD-WAN端末1端末ごと 16,500 円/月 （本体価格 15,000 円/月）
	本邦 外	SMALL	SD-WAN端末1端末ごと 4,000 円/月 （本体価格 4,000 円/月）
		MEDIUM	SD-WAN端末1端末ごと 9,000 円/月 （本体価格 9,000 円/月）
		LARGE	SD-WAN端末1端末ごと 15,000 円/月 （本体価格 15,000 円/月）

ライセンス 利用料	ROUTER	SD-WAN端末1端末ごと	5,500 円/月 (本体価格 5,000 円/月)
	SD-WAN	SD-WAN端末1端末ごと	22,000 円/月 (本体価格 20,000 円/月)
	UTM	SD-WAN端末1端末ごと	22,000 円/月 (本体価格 20,000 円/月)
	UTM付きSD-WAN	SD-WAN端末1端末ごと	38,500 円/月 (本体価格 35,000 円/月)
備考 本邦外における端末利用料については、消費税相当額を要しません。			

#### イ 予備端末利用料

区分		単位	月額料金額 (税込額)
端末利 用料	本邦 内	SMALL	SD-WAN端末1端末ごと 4,400 円/月 (本体価格 4,000 円/月)
		MEDIUM	SD-WAN端末1端末ごと 9,900 円/月 (本体価格 9,000 円/月)
		LARGE	SD-WAN端末1端末ごと 16,500 円/月 (本体価格 15,000 円/月)
備考			

#### (3) SD-WAN端末保守料

区分		単位	月額料金額 (税込額)
本邦内	先出しセンドバック 保守	SD-WAN端末1端末ごと	1,100 円/月 (本体価格 1,000 円/月)
	オンサイト保守 (平 日 9-17 時)	SD-WAN端末1端末ごと	3,300 円/月 (本体価格 3,000 円/月)
	オンサイト保守 (24 時間 365 日)	SD-WAN端末1端末ごと	5,500 円/月 (本体価格 5,000 円/月)
本邦外	オンサイト保守 (平 日 9-17 時)	SD-WAN端末1端末ごと	都度見積り
	オンサイト保守 (24 時間 365 日)	SD-WAN端末1端末ごと	都度見積り
備考 ア 本邦外における各区分の取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。 イ 本邦外における月額料金額については、消費税相当額を要しません。			

## 第2 付加サービス利用料

### 1 適用

SD-WAN端末オプション、運用オプション及びソリューションオプションに係る利用料（以下、併せて『付加サービス利用料』といいます）の適用については、第19条（料金等の支払義務）に定めるとおりとします。

### 2 料金額

#### (1) SD-WAN端末オプション

区分	単位	月額料金額（税込額）
監視通知（メール通知のみ）	SD-WAN 端末 1 端末ごと	2,200 円/月 （本体価格 2,000 円/月）
監視通知（メール通知及び電話通知）	SD-WAN 端末 1 端末ごと	3,300 円/月 （本体価格 3,000 円/月）

#### (2) 運用オプション

区分	単位	月額料金額（税込額）
障害電話受付	本契約 1 契約ごと	5,500 円/月 （本体価格 5,000 円/月）

#### (3) ソリューションオプション

区分	単位	料金額（税込額）
カスタム設計	契約ごと	都度見積り/契約
カスタム設定変更	SD-WAN 端末 1 端末ごと	都度見積り/工事

### 第3 設置費

#### 1 適用

本契約者は、2項に定める工事等の区分に応じて、1の工事等ごとに設置費の支払いを要します。

#### 2 設置費の額

区分		単位	料金額（税込額）
本邦内	お客様設置	SD-WAN 端末 1 端末ごと	44,000 円 (本体価格 40,000 円/月)
	オンサイト設置 (平日 9-17 時)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	110,000 円 (本体価格 100,000 円/月)
	オンサイト設置 (平日夜間・休日)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	176,000 円 (本体価格 160,000 円/月)
本邦外	設置場所事前調査 (平日 9-17 時)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	都度見積り
	設置場所事前調査 (平日夜間・休日)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	都度見積り
	オンサイト設置 (平日 9-17 時)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	都度見積り
	オンサイト設置 (平日夜間・休日)	SD-WAN 端末 1 端末ごと	都度見積り
備考			
ア 本邦外における各区分の取扱地域等は、別表に定めるところによります。			
イ 本邦外における設置費の額については、消費税相当額を要しません。			



## 附 則

(実施期日)

本規約は、平成29年11月1日から実施します。

附 則 (平成30年5月7日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、平成30年5月7日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年6月26日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、平成30年6月26日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和元年5月17日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、令和元年5月17日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和元年7月31日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、令和元年7月31日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月1日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、令和2年3月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年4月1日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、令和2年4月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年4月1日改定) (実施期日)

- 1 この改正規約は、令和3年4月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

KDDI 株式会社

以上